

被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（共有者・相続人）

（宛先） 富山市長

同意者	住所	〒
	フリガナ 氏名	実印
	電話	

※同意者の押印は実印により行い、同意者の印鑑登録証明書を添付してください。

私は、（共有・相続）する次の被災家屋等（持分 分の）の解体及び撤去に関し、下記のとおり同意します。

被災家屋等の所在地	
-----------	--

※被災家屋等の所在地欄は、登記事項証明書に記載されている地番を記載してください。

記

- 1 申請者 _____ が富山市（以下「市」という。）に被災家屋等の解体及び撤去を申請することを承諾し、市及び市の委託を受けた者に対し一切の不服申立て及び紛争の提起をしないこと。
- 2 本制度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条にある災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うためのものであり、解体及び撤去の範囲が限定的であること、解体及び撤去後の整地は行われなないこと。
- 3 当該被災家屋等と一体的に解体及び撤去を行わなければ当該被災家屋等の解体及び撤去を行うことができない工作物、立木等があった場合、市がこれらの解体及び撤去を行うこと。また、市が工作物、立木等の復元及び補償をしないこと。
- 4 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに、当該被災家屋等内の家財道具等を搬出すること。また、やむを得ない事情により搬出できずに残置されたものについては、廃棄物として解体及び撤去の対象となること。
- 5 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施までに、当該被災家屋等に連結されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の除去工事、浄化槽、汲取り便槽の清掃等並びにこれらに伴う諸手続きを完了すること。
- 6 隣接地の掘削や立入りが必要となったときは、当該隣接地の所有者の同意を得ること。
- 7 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施について、近隣への周知を行うこと。
- 8 市が被災家屋等の解体及び撤去に関する事務を行うため、当該被災家屋等に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧及び照会をすること。
- 9 被災家屋等の滅失登記を職権で行うために必要な情報を市が法務局に提供すること。
- 10 当該被災家屋等の解体及び撤去のために収集した個人情報について、市から委託を受けた者が業務実施のために用いること。
- 11 市及びその委託を受けた者が、当該被災家屋等の敷地内に立ち入り、必要な調査を行うこと。